

(別紙)

特 記 仕 様 書 (追 加)

第1条 (適用範囲)

本特記仕様書は、「牟佐地区急傾斜地崩壊危険区域指定申請書作成業務委託」に適用し、本特記仕様書によるほか岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書によるものとする。

第2条 (業務目的)

本業務は既往の土砂災害防止法第四条に基づく基礎調査成果（以下「既往資料」という。）を用いて、岡山市北区牟佐地内における、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する「第7条第一項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域」の急傾斜地危険区域指定地申請（以下「指定地申請」という。）資料作成を目的とする。

第3条 (委託場所)

本業務の委託場所は、岡山市北区牟佐地内（位置図参照）とする。

第4条 (秘密の保持)

受注者は本業務に関する全ての事項について、秘密を厳守し、転用してはならない。

第5条 (貸与資料)

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料は責任を持って保管し、紛失・汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後には速やかに発注者に返却するものとする。また受注者は、複製した資料は、業務終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第6条 (個人情報の取り扱い)

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたり、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律や「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置とし、JISQ27001若しくは JISQ15001 に審査登録がなされており、社内規定を設けているものとする。

第7条 (検査及び引き渡し)

本業務を完了した際は、遅延なく本特記仕様書に示す成果品を実績報告書とともに提出し、監督員の検査を受けるものとする。また検査の結果適合しない場合、受注者は速やかに修正し、定められた期限内までに納入しなければならない。

第8条 (疑義)

本特記仕様書に定めなき事項および疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、決定する。

第9条（測量業務）

区域設定に必要な以下の測量を行うものとし、業務実施のために必要な官公庁その他機関に対する諸手続きを要する場合は、監督員と協議の上、速やかに必要書類を作成する。

また本業務に使用する測量機械や器具等は、予め国土地理院が定めた「測量機器性能基準」に基づいた検定要領を備えており、国土地理院に測量機器検定機関として登録されている機関の検定を受けたものを使用しなければならない。

1) 打合せ協議

打合せは、初回・中間1回・納品の3回とし、疑義が生じた場合には適宜打合せを行い、受注者は打合せ毎に打合せ簿を作成し、監督員の承諾を得るものとする。また主要な打合せ時には、主任技術者が必ず出席すること。

2) 基準点測量

既知点より、結合多角方式により基準点（新点）の位置を求めるものとする。

3) 水準測量

基準点を既知点とし、4級水準測量により観測を行う。

4) 用地測量

① 作業計画

本業務を実施するにあたり、各作業方法の検討や要員、工程等について適切な作業計画を立案し、監督員の承認を得るものとする。

② 公図等転写

指定地申請に必要となる範囲の土地について、公用申請にて管轄法務局の地図（第14条地図・公図）及び既存測量図の複写又は転写を行う。

③ 土地登記簿調査

指定地申請に必要となる範囲の土地について、公用申請にて管轄法務局の登記事項証明書又は要約書の交付を受け、とりまとめる。

④ 公図等転写連続図作成

転写した公図等の各葉を複写して連続させた地図（転写連続図）を作成する。

5) 路線測量

① 中心線測量

設置した基準点を既知点とし、放射法により主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図を作成する。

② 横断測量

上記設置された中心杭を基準に、中心線の接線に対して直角方向の地形、地物等の変化点の高さと距離を同時に測定し、その結果に基づき横断図を作成する。

第10条（設計業務）

1) 打合せ協議

打合せは、中間1回とし、疑義が生じた場合には適宜打合せを行い、受注者は打合せ毎に打合せ簿を作成し、監督員の承諾を得るものとする。また主要な打合せ時には、主任技術者が必ず出席すること。

2) 現地踏査・資料収集整理

指定予定地及びその周辺について、既往資料を用いて現地踏査による整合性を把握する。また併せて斜面前景、保全対象人家、横断位置、道路、区域境界等の写真を撮影し、指定地申請に添付する現況写真を整理する。

3) 指定地申請資料作成

① 位置図、平面図、横断図、用地平面図の作成

- 位置図は既往資料を用いる。
- 貸与する地形図（1/2500）に急傾斜地、誘発助長区域、被害区域、標柱位置、人家一覧表等を示した平面図を作成する。
- 貸与する地形図や現地状況を基に、中心・横断測量の適切な測量位置を設定する。また測量成果を基に、急傾斜地、誘発助長区域、被害区域の範囲、急傾斜地の高さ、傾斜角等を示した横断図を作成する。
- 本業務で作成した地籍図に、急傾斜地、誘発助長区域、被害区域、標柱位置等を示した用地平面図を作成する。

② 箇所別調書、地権者一覧表、土地調書

- 既往の崩壊区域調書を用いて、崩壊危険地区、被害区域の土地利用別面積、保全対象人家戸数、斜面緒元、崩壊履歴等を定型様式に記載する。
- 急傾斜地崩壊区域、被害区域等の所在地、面積、所有者及び所有者住所等を記載した一覧表を作成する。
- 指定区域の所在地及び標柱番号を記載する。

③ 標柱埋設・区域指定同意書

- 標柱位置及び急傾斜地崩壊危険区域指定・急傾斜地崩壊対策事業の施工に対する同意書の様式を作成する。

4) 指定地申請書作成及び電子データの整理

上記までの結果を整理し、既往資料を用いて指定地申請書に記載する指定理由書や概要説明書、設定根拠等を作成するほか、市町村意見同意書（回答書）や広報等を監督員から受領・添付し、指定地申請書を作成するとともに、電子データを整理する。